

**公告**

肥料の品質の確保に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新しました。

令和5年8月7日

長野県知事 阿部 守一

更新年月日	登録の有効期間	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
令和5年 7月31日	令和5年 8月23日 から 令和8年 8月22日	長野県 第890号	乾燥菌体肥料	菌体肥料登 喜和	窒素全量 5.5% その他の規格 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制 限事項は、公定規格のと おり	登喜和冷凍食品株式 会社 長野県伊那市西町 5057番地

農業技術課

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

令和5年8月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 免許の取消しをした年月日
令和5年8月1日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号
山口 多喜男
二級建築士 長野第8533号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第9条第1項第2号に該当するため（死亡による）

建築住宅課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和5年8月7日

長野県佐久建設事務所長 大瀬木 弘

- 1 許可番号
令和5年2月8日 長野県佐久建設事務所指令4佐建第66-24号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字追分字東鯉沢18-1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北佐久郡軽井沢町軽井沢東32-1
株式会社パート・スリー 代表取締役 谷 繁 勝 彦

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和5年8月7日

長野県上田建設事務所長 中 島 俊 一

1 許可番号

令和5年6月28日 長野県上田建設事務所指令5上建第57-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市築地字前田181-13、字駕籠田188-1の内、188-4、189-1、190、225、229-3、229-4、229-8、字屋敷232-3

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上田市小泉字八幡平1335-イ

学校法人山手学園日向幼稚園 理事長 滝澤 武

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和5年8月7日

長野県松本建設事務所長 太田 茂 登

1 許可番号

令和5年6月19日 長野県松本建設事務所指令5松建第45-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大門四番町56-2、56-5、57-3

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大門四番町2-1

柳澤 昌

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和5年8月7日

長野県長野建設事務所長 青木 謙 通

1 (1) 許可番号

令和5年5月11日 長野県長野建設事務所指令5長建第62-1号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字中松字古宮420-6、420-8

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字須坂1732-2 グレイス五岳201

鈴木 鉄 矢、鈴木 ほな美

2 (1) 許可番号

令和5年3月14日 長野県長野建設事務所指令4長建第102-9号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字須坂字金井原1474-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字須坂851

須坂土建工業株式会社 代表取締役 山崎 喜 彰

3 (1) 許可番号

令和5年6月26日 長野県長野建設事務所指令5長建第62-5号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字小島字新田西村915-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字豊丘213-1 コリーナA201

木内 拓 未、木内 成 美

都市・まちづくり課

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

令和5年8月7日

長野県内水面漁場管理委員会会長 平 林 公 男

1 日時及び場所

別表のとおり

2 案 件

別表の漁場の位置欄に掲げる河川等に係る漁業権の漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他の免許の内容となるべき事項の事前決定案について

3 その他

(1) 公聴会において意見を述べることができる者の範囲は、次に掲げる者とします。

ア 漁業権者

イ 漁業権漁業の経営者

ウ 漁業協同組合関係者

エ その他直接利害関係のある者

(2) 公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業及び発言の要旨を記載した書面を、令和5年8月15日（火）までに次の提出先に提出してください。（郵送の場合は、同日までに必着のこと。）

提出先 長野市大字南長野字幅下692-2（郵便番号380-8570）

長野県農政部園芸畜産課内長野県内水面漁場管理委員会事務局

電話 026-235-7229 F A X 026-235-7481

(3) 漁場計画（免許内容等）の事前決定案は、長野県農政部園芸畜産課及び地域振興局農業農村支援センター農業農村振興課において縦覧に供します。

(別表)

日 時	場 所	漁業権の番号	漁 場 の 位 置
令和5年8月18日(金) 午後1時30分から	松本市大字島立1020 松本合同庁舎502号会議室	内共第4号	長野市から上流の犀川本流及び支流
		内共第5号	岡谷市の区域内の天竜川本流及び支流、諏訪湖全域並びに岡谷市、諏訪市、茅野市及び諏訪郡の区域内の諏訪湖に流入する河川の本流及び支流
		内共第7号	岐阜県中津川市から上流の木曾郡の区域内の木曾川本流及び支流
		内共第8号	北安曇郡白馬村及び小谷村の区域内の姫川本流及び支流
		内共第13号	大町市の区域内の農具川並びに木崎湖、中綱湖及び青木湖並びにこれらの湖沼に流入する河川の本流及び支流
		内共第16号	諏訪郡富士見町及び原村並びに山梨県北杜市の区域内の釜無川本流及び支流
		内共第17号	北安曇郡小谷村及び新潟県糸魚川市の区域内の姫川本流
		内区第2号	諏訪湖全域
令和5年8月21日(月) 午後1時30分から	下伊那郡高森町下市田2476 南信農業試験場大会議室	内共第6号	上伊那郡辰野町から下伊那郡天龍村平岡に至る天竜川本流及び支流、下伊那郡阿南町及び天龍村の区域内の早木戸川本流及び支流並びに下伊那郡天龍村の区域内の虫川本流及び支流
		内共第10号	下伊那郡根羽村の区域内の矢作川本流及び支流
		内共第14号	下伊那郡阿智村浪合の区域内の和知野川（通称浪合川）本流及び支流
		内共第15号	下伊那郡平谷村の区域内の平谷川本流及び支流
令和5年8月22日(火) 午後1時30分から	長野市大字南長野南県町686-1 長野合同庁舎別館大会議室	内共第2号	長野市から下流の千曲川本流及び支流並びに長野市の区域内の犀川本流
		内共第3号	長野市の区域内の裾花川本流及び支流

令和5年8月25日(金) 午前10時から	佐久市跡部65-1 佐久合同庁舎講堂	内共第9号	下高井郡山ノ内町及び木島平村並びに下水内郡栄村の区域内の中津川本流及び支流
		内共第12号	上水内郡信濃町の区域内の野尻湖、池尻川及び古海川
		内共第18号	上水内郡信濃町の区域内の池尻川本流及び支流
		内共第1号	長野市から上流の千曲川本流及び支流
		内共第11号	南佐久郡小海町の区域内の松原湖及び長湖並びにこれらを結ぶ河川
		内区第1号	茅野市及び北佐久郡立科町の区域内の白樺湖

内水面漁場管理委員会事務局